

# 業務の運営に関する規程

事業所名 外国人材事業協同組合

## 第1 求 人

1 本所は、出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習に係る国内・中国の全職種に関する限り、企業連合事業協同組合の構成員である企業（以下、「傘下企業」といいます。）からの求人の申し込みのみについてこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申し込みでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項はあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

## 第2 求 職

1 本所は、出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習に係る国内・中国の全職種に関する限り、求職の申込みについてこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職者が中国在住の場合は、当初の中国の取次機関（別紙添付）を経由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにて申し込みください。

求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、または郵便、ファックス又は電子メールにて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申し込みください。

## 第3 紹 介

1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

3 紹介に際しては、求職者が中国在住の場合は当初の中国の取次機関を経由し求職者

の方に、求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

- 4 求職者の方を求人者に紹介する際には、求職者が中国在住の場合は当初の中国の取次機関と本組合にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。求職者の方が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行しますので、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

#### 第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたならば、求人者、求職者双方から本所にその報告をしてください。  
また、紹介されたにもかかわらず、雇用契約を締結しなかった場合にも、同様に報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲は、外国人技能実習制度に基づく国内、中国、全職種の技能実習生の受入れに限定するものです。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2015年12月20日

代表者 槻岡 行支